官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四二五）　一
○トーゴ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四二六）　五
○保安林の指定を解除する件（農林水産一六四六）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六四七～一六六八）　七
○航路標識に関する件（海上保安庁二七）　八
○道路に関する件（四国地方整備局六〇）　八
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
法務
公証人任免（法務省）　九
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示二、山口同二）　九
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（九州地方交通審議会）　九
国家試験
令和八年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行について（国土交通省土地鑑定委員会）　九
〔公告〕
諸事項
官庁　九
財団関係　一〇
裁判所　一〇
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

その他告示

○外務省告示第四百二十五号

令和七年十月十日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十三年八月十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになった地熱開発促進プログラムの実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百二十六号

令和七年十月十日にロメで、トーゴ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億二百万円

3　署名者

日本側　胡摩窪淳志在トーゴ大使

トーゴ側　アフォ・ウスマン・サリフ外務・協力・アフリカ統合・在外自国民省次官

令和七年十一月五日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字上川原三七八の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県福島市飯坂町茂庭字加武連一、七の乙、一〇の一、一一、一二の一、一二の口、一三から一五まで、二三の一、二三の二、二四、二六の一、二六の二、二七、二八、三一、三六、四三の三、四三の四、四四、四五の二から四五の六まで、四六の一、四六の二、四七の一、五〇から五九まで、字赤沢三、七から九まで、一五の二、一六のイ、一六のロ、二〇、二三から二六まで、字畑沢一、三、五のイ、五のロ、七、一四から一九まで、二六から二九まで、三二、五六の二、五七、五八、六〇の一、六八、六九、字弁慶岩一から四まで、字地竹ヤラ一、字手綱沢四、字鎌附沢山一の一から一の三まで、二、三、字田畑山二、三、字堰口向一、飯坂町中野字片起山五から八まで、字鶏山六三から六五まで、町庭坂字向八　八、九、三三の四

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向八　三三の四（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県福島市飯坂町茂庭字寺坂山一から五まで、字寺坂口九、一〇の一、字松山一から四まで、字寺坂一五から一八まで、字阿部割沢三、四、佐原字竹ノ森一の三、一の六九、

一の七一、一の七二、二の一、二の二一、五〇八の一から五〇八の三まで、五〇九、五一〇、五二一、岡部字四ツ石二の一、二の六、三の一、渡利字浜見山一五、一六、一七の一、一八から二五まで、大笹生字銀山二七の八、二七の一〇、二七の一一、二七の一三から二七の一八まで、二七の二〇、字片平一から五まで、六の一から六の三一まで、六の三六、七、八、一〇の一、一〇の二、一一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ森一の三・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇八の二、字阿部割沢三（次の図に示す部分に限る。）、字四ツ石三の一、字浜見山二〇から二五まで、字銀山二七の一一、字片平二から四まで、七、八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡矢祭町大字東舘字南沢五五の二、五五の三、五六、五六の二、五六の三、大字山下字太鼓堂一の一、一の二、大字中石井字小野沢三二二の二、三二四、三二五、三二六の二、三二六の三、三二七の二、三二七の三、三三六の二、三三七の二、三三八、三四三、三四四の二、三四五の二、三四八から三五一まで、大字下石井字沼畑一八〇、二一七の二、三一一から三一七まで、三一八の一から三一八の三まで、三一九の一、三一九の二、三二〇の一、三三一の四、三三三の一、三四四、三四五、三九〇の一、字前ヶ作一六、一七、一八の一、六七の一、六八から七三まで、字仲二〇八、二〇九、二一八、二二〇、三一八から三二〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道夕張市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東京都西多摩郡奥多摩町留浦字ひやまご二〇五二の一から二〇五二の一〇まで、字入奥澤二〇七三、二〇七六、二〇八八の一から二〇八八の八まで、二〇九一の一から二〇九一の五まで、二〇九四の一、二〇九四の二、二一〇三、字ぼうず谷二一四九の一、二一四九の二、二一五一の一から二一五一の七まで、二一五四の一から二一五四の八まで、二一五九の一、二一五九の二、字中ノ谷二一九〇、二一九一の一、二一九一の二、二一九二の一から二一九二の五まで、二一九三、二二一一の一、二二一一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

所　三重県北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、亀山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大野市上若生子五〇字猫又二の三（国有林）、一の一、二の一、二の一、三三字古畑谷一、二、三九字赤谷一、四〇字鎌倉谷一、五三字タロヒ又三、五四字水坪一の一、二から四まで、九の二、三四字西ケ袖一、四三字真谷一、四四字高場一、四五字笠平四、四六字黒谷二、四九字滝ケ谷一から三まで、五一字西小谷一七、五二字西道斉一、五八字日ノ谷四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大野市上黒谷三八字深谷二の一、二の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県三方郡美浜町新庄二七二号黒谷八の二、九の一、九の二、二七三号丑谷一、二七四号ヲリト一、二、二七五号ウツロ谷一、二、二七六号湯ノ花一、二、二七七号割谷一、二、二七八号石庭岳一、二、二七九号粟柄谷一、二、二八二号白谷一の一、一の二、二八三号奥能登又一、二九一号下向山一の三、一の五、一の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大飯郡おおい町名田庄出合一八号鍋窪一の一・一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二、一の三、一九号池ノ尾一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県大飯郡おおい町名田庄堂本三四号仁吾谷一三の一から一三の一三まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県大飯郡おおい町名田庄挙原一一号北谷一の一四、一二号曲谷一の四、一の五、一三号直谷一の二、一の三、一五号合子ケ谷一の一から一の四まで、一の八（国有林）、一六号蛇祓
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県大野市上大納三五字春木谷四の二（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県大飯郡おおい町名田庄奥坂本五七号尾和志見一、二の一から二の六まで、三の一、三の二、四の一から四の三まで、五、五の一から五の九まで、五八号白滝一の一から一の三まで、二、二の一、三、三の一から三の三まで、四、四の一、五の一から五の三まで、六の一、六の二、七の一、七の二、八の一から八の四まで、九の一、九の三、九の四から九の八まで（以上五筆国有林）、一〇の一から一〇の七まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県あわら市熊坂一三四字北舛谷六九の三（国有林）、六九の一、六九の二、七〇、七一の一、七二、九九、一〇〇の一、一三五字南舛谷五九の二（国有林）、二四、二五、五八の一から五八の三まで、五九の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐は、択伐による。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県あわら市熊坂一三四字北舛谷七三の一、七三の二、七四から七六まで、七七の一から七七の四まで、七八、七九の一、七九の二、八〇から八七まで、八八の一、八八の二、八九から九八まで、一〇五、一〇六、一〇七の一、一〇七の二、一〇八から一一四まで、一一五の一から一一五の三まで、一一六の一、一一六の二、一一七の一、一一七の二、一一八の一、一一八の二、一一九から一二一まで、一三五字南舛谷一から九まで、一〇の一、一〇の二、一一、一二の一から一二の三まで、三四の一、三四の二、三五、三六の一、三六の二、三七、三八、三九の一、三九の二、四〇の一、四〇の二、四一、四二の一、四二の二、四三から四五まで、四六の一、四六の二、四七から五一まで、五二の一から五二の三まで、五三、五四の一、五四の二、五五の一、五五の二、五六の一、五六の二、五七
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県あわら市権世市野々二三字大水無一、二の一、二の二、三、四の一、五から五二まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県あわら市後山一一一字後山谷一から一四まで、一五の一、一六から二一まで、一一二字中ケ谷一から一一まで、一二の一、一二の二、一三から一九まで、一三三字滝ケ谷一から一四まで、一五の一、一五の二、一六から二二まで、一三三字坂ノ尻八、九の一、九の二、一〇から一四まで、一五の一、一五の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

後山一三三字坂ノ尻八、九の一、九の二、一〇から一四まで、一五の一、一五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県あわら市東山一一〇字船窪一の一、二から七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市上大納三五字春木谷三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上大納三五字春木谷三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第二十七号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年十一月五日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称	今切港第一号導標（前標）
位置	
所在地	徳島県今切港（今切港長原導流堤灯台の西南西方約七三〇メートル）
北緯	三四―〇六―〇八
東経	一三四―三六―〇六
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形
高さ	地上から構造物の頂部まで七・六メートル
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	今切港第一号導標（後標）
位置	
所在地	徳島県今切港（前標の南南東方約八五メートル）
北緯	三四―〇六―〇六
東経	一三四―三六―〇七
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形
高さ	地上から構造物の頂部まで一一メートル
二標一線	一五五・〇度
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	今切港第二号導標（前標）
位置	
所在地	徳島県今切港（今切港長原導流堤灯台の西方約九三〇メートル）
北緯	三四―〇六―一二
東経	一三四―三五―五八
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	今切港第二号導標（後標）
位置	
所在地	徳島県今切港（前標の西方約一二〇メートル）
北緯	三四―〇六―一一
東経	一三四―三五―五三
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形
高さ	地上から構造物の頂部まで八・〇メートル
二標一線	二六九・二度
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	今切港第三号導標（前標）
位置	
所在地	徳島県今切港（今切港長原導流堤灯台の西北西方約一・二キロメートル）
北緯	三四―〇六―二九
東経	一三四―三五―五〇
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	今切港第三号導標（後標）
位置	
所在地	徳島県今切港（前標の北西方約一二〇メートル）
北緯	三四―〇六―三一
東経	一三四―三五―四七
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形
高さ	地上から構造物の頂部まで八・〇メートル
二標一線	三〇四・八度
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	下松地区桟橋（―一九m）シーバース灯
位置	
所在地	山口県徳山下松港第四区（下松地区桟橋（―一九m）南端）
北緯	三三―五八―二五
東経	一三一―五三―二二
灯質	モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光達距離	実効光度一、六〇〇カンデラ　一〇・〇海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から灯火まで九・八メートル
点灯年月日	令和七年六月十九日
記事	山口県周南港湾管理事務所管理

名称　松山港外港新ふ頭二号岸壁立標
位置
所在地　愛媛県松山港第二区（外港新ふ頭二号岸壁先端）
北緯　三三―五〇―五六
東経　一三二―四一―四三
塗色及び構造　白色　塔形
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル
設置年月日　令和七年七月三十一日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
二　愛媛県港湾管理事務所管理
廃止年月日　令和七年三月六日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域B灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北西方約八・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―五九
東経　一四〇―〇〇―二二
廃止年月日　令和七年三月十日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域C灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約八・一キロメートル）
北緯　三五―三八―〇三
東経　一四〇―〇〇―二七
廃止年月日　令和七年三月十日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域E灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約八・〇キロメートル）
北緯　三五―三八―〇三
東経　一四〇―〇〇―二七
廃止年月日　令和七年三月十日

名称　東上泊漁港東防波堤仮設灯台
位置
所在地　北海道礼文郡礼文町（東上泊漁港東防波堤外端）
北緯　四五―二四―五七
東経　一四一―〇三―五一
廃止年月日　令和七年三月六日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域F灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・八キロメートル）
北緯　三五―三七―五九
東経　一四〇―〇〇―四二
廃止年月日　令和七年三月十日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域H灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯　三五―三七―五一
東経　一四〇―〇〇―四二
廃止年月日　令和七年三月十日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域I灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯　三五―三七―四七
東経　一四〇―〇〇―三七
廃止年月日　令和七年三月十日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域K灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・七キロメートル）
北緯　三五―三七―四七
東経　一四〇―〇〇―二七
廃止年月日　令和七年三月十日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域L灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・八キロメートル）
北緯　三五―三七―五一
東経　一四〇―〇〇―二二
廃止年月日　令和七年三月十日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域A灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約八・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―五五
東経　一四〇―〇〇―一七
廃止年月日　令和七年三月十一日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域D灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約八・二キロメートル）
北緯　三五―三八―〇七
東経　一四〇―〇〇―三二
廃止年月日　令和七年三月十一日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域G灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・七キロメートル）
北緯　三五―三七―五五
東経　一四〇―〇〇―四七
廃止年月日　令和七年三月十一日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域J灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯　三五―三七―四三
東経　一四〇―〇〇―三二
廃止年月日　令和七年三月十一日

名称　美々津港東沖えひめ一号浮魚礁施設灯
位置
所在地　美々津港灯台（宮崎県日向市）の東方約六七キロメートル
北緯　三二―二〇―一二
東経　一三二―一九―五一
廃止年月日　令和七年三月十一日

名称　稲取港南防波堤灯台
位置
所在地　静岡県稲取港（南防波堤外端）
北緯　三四―四六―二三
東経　一三九―〇二―三八
廃止年月日　令和七年三月十七日

名称　朝日港西宝伝東防波堤灯台
位置
所在地　岡山県岡山市（朝日港西宝伝東防波堤外端）
北緯　三四―三五―〇六
東経　一三四―〇六―〇五
廃止年月日　令和七年四月十八日

名称　御前埼南方波浪観測灯浮標
位置
所在地　御前埼灯台（静岡県御前崎市）の南方約二二キロメートル
北緯　三四―二四―一二
東経　一三八―一六―三〇
廃止年月日　令和七年七月二十一日

名称　北電知内沖第二号浮標
位置
所在地　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の東北東方約二・九キロメートル
北緯　四一―三五―四六
東経　一四〇―二七―五七
撤去年月日　令和七年六月五日
記事　一時変更

名称　北電知内発電沖第一号浮標
位置
所在地　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の東方約一・九キロメートル
北緯　四一―三五―〇〇
東経　一四〇―二七―二七
撤去年月日　令和七年六月五日
記事　一時変更

名称　北電知内発電沖第二号浮標
位置
所在地　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の東方約一・九キロメートル
北緯　四一―三五―一〇
東経　一四〇―二七―二七
撤去年月日　令和七年六月五日
記事　一時変更

名称　北電知内沖第四号浮標
位置
所在地　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の北東方約四・一キロメートル
北緯　四一―三六―二二
東経　一四〇―二八―二七
撤去年月日　令和七年六月八日
記事　一時変更

名称　北電知内沖第六号浮標
位置
所在地　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の北東方約五・三キロメートル
北緯　四一―三六―五八
東経　一四〇―二八―五七
撤去年月日　令和七年六月八日
記事　一時変更

名称　北電中の川漁港第一号浮標
位置
所在地　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の北東方約五・九キロメートル
北緯　四一―三七―二九
東経　一四〇―二八―五一
撤去年月日　令和七年六月八日
記事　一時変更

名称　北電中の川漁港第二号浮標
位置
所在地　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の北東方約六・一キロメートル
北緯　四一―三七―三三
東経　一四〇―二八―五六
撤去年月日　令和七年六月八日
記事　一時変更

名称　千葉港ＯＩＲＥＣ第五号灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区の南方約五・三キロメートル（千葉灯標）
北緯　三五―三一―一四
東経　一四〇―〇二―一三
撤去年月日　令和七年六月十八日
記事　一時変更

名称　鼻繰埼沖ＥＮＥＯＳグローブガスターミナル第二号灯浮標
位置
所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約四・五キロメートル
北緯　四〇―五三―五二
東経　一四〇―四七―三六
撤去年月日　令和七年七月一日
記事　一時変更

○四国地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月五日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間　鳴門市撫養町木津字孫右ェ門山一四七五番二から同市撫養町木津字孫右ェ門山一四七八番三まで

変更前　前　五八・九三～一一四・三四メートル

後別　敷地の幅員延長　後　三八・九七～九五・三三キロメートル　〇・二二四

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

十月三十一日議員から提出した議案は次のとおりである。

飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案（吉田はるみ外四名提出）

質問書提出

十月三十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）評価書及び対策に関する質問主意書（宮川伸提出）

揮発油税等の暫定税率廃止後における沖縄県の軽減措置に関する質問主意書（屋良朝博提出）

朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問主意書（屋良朝博提出）

答弁書受領

十月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員日野紗里亜提出就労系障害福祉サービスにおける在宅支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田ゆき提出事件報道における被疑者の疾患等のプライバシーに関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出東京大学における琉球人遺骨の保管状況等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹提出防衛装備移転円滑化基金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹提出マンション価格抑制と投機的取引規制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹提出護衛艦すずつきの意図しない中国領海侵入事案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹提出推薦依頼と事前運動の関連に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹提出暗号資産に対する基本的な認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岩征樹提出幹部自衛官の充足に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出防衛省防衛研究所が所蔵する戦史史料の公開及び複写促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出盗撮犯罪の被害拡大に対応する包括的法整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出生活保護世帯における大学進学制限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出自由民主党・日本維新の会の連立政権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸提出スポットワークにおける過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題に関する質問に対する答弁書

議事日程

十一月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

令和七年十一月四日（火曜日）

午後一時開議

一　国務大臣の演説に対する質疑

参議院

答弁書受領

十月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塩村あやか提出奨学金返還に係る負担軽減策に関する質問に対する答弁書（第一号）

参議院議員塩村あやか提出痛くない乳がん検診に関する質問に対する答弁書（第二号）

参議院議員塩村あやか提出物価高対策としてのエネルギー自給率向上及び産業基盤強化等の必要性に関する質問に対する答弁書（第三号）

参議院議員塩村あやか提出匿名・流動型犯罪グループに関する質問に対する答弁書（第四号）

参議院議員塩村あやか提出地方公共団体による介護職員の直接採用に関する質問に対する答弁書（第五号）

参議院議員塩村あやか提出マンションの管理適正化に関する質問に対する答弁書（第六号）

参議院議員山本太郎提出トランプ関税交渉におけるボーイング機大量購入に関する質問に対する答弁書（第七号）

参議院議員山本太郎提出日本各地における再エネ開発への反対運動及び戦略的環境アセスメントの法制化に関する質問に対する答弁書（第八号）

参議院議員山本太郎提出奨学金受給者の生活実態調査及び奨学金返還負担と少子化との関係に関する質問に対する答弁書（第九号）
参議院議員山本太郎提出風水害等による被災住宅の応急修理費支給拡充等に関する質問に対する答弁書（第一〇号）
参議院議員山本太郎提出米価格高騰及び米の増産に関する質問に対する答弁書（第一一号）
参議院議員百田尚樹提出医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する質問に対する答弁書（第一二号）
参議院議員石垣のりこ提出大阪・関西万博の海外パビリオン建設工事代金未払企業を二〇二七年国際園芸博覧会の「ＧＸ　Ｈｏｕｓｅ　サプライヤー」に認定していることに関する質問に対する答弁書（第一三号）
参議院議員石垣のりこ提出麻薬取締部における捜査情報の漏えいに関する質問に対する答弁書（第一四号）
参議院議員石垣のりこ提出物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したポイント還元・付与事業が物価上昇につながる懸念に関する質問に対する答弁書（第一五号）
参議院議員山本太郎提出消費減税の実施に関する質問に対する答弁書（第一六号）
参議院議員伊勢崎賢治提出ミャンマー国民和解の枠組みにおける日本政府の基本姿勢に関する質問に対する答弁書（第一七号）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣高市早苗は十月三十日大韓民国へ出張のため出発した。
（東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事・立川簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　中尾　隆宏
（盛岡家庭裁判所判事兼盛岡地方裁判所判事・盛岡簡易裁判所判事）同　山﨑　克人
願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上十月三十一日）

最高裁判所

岡山地方裁判所判事・岡山簡易裁判所判事　森冨　義明
東京高等裁判所判事に補する　森島　聡
知的財産高等裁判所勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
名古屋地方裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　入江　恭子
岡山地方裁判所判事に補する
岡山地方裁判所長を命ずる
岡山簡易裁判所判事に補する
名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　入江　恭子
名古屋地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上十月二十六日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事清水響は十月二十五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事白石哲は十月二十五日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

（鳥取大学名誉教授）
正四位に叙する　橋本　隆
正五位に叙する　奥村　敕軌
従五位に叙する　海老原洋三
青木　武明　井口　基
千葉　巖　町田　貞夫
正六位に叙する（各通）　上江洲盛仁
青木　善保　稲垣　順一
梅森　敏男　佐竹　弘行
田中　正哉　塚本　泰弘
星野尾　均　丸山　和海
従六位に叙する（各通）　大石　博　宮田　龍夫
正七位に叙する（各通）　藤田　洋司
荒木　義高　伊藤　泰一
従七位に叙する（各通）（以上九月二十五日）　小峰　信
三輪　正宏　惠　伸久
従七位に叙する（各通）（以上九月二十六日）　田中　敏章
笠原三千男　田中　一正
従四位に叙する　稲葉　修吾
（信州大学医療技術短期大学部名誉教授）　山田　喜紹
従四位に叙する（各通）　松野かほる
正五位に叙する　三輪　寛治
遠藤作兵衛　鹿野　公喜
従五位に叙する（各通）　河内谷艶子
生駒　悦雄　村瀬　徳也
佐々木雅博　相馬　政弘
正六位に叙する（各通）　高濱　大
小池　七夫　榊　忍　前田　利男
高木　昭二　高橋　茂治　山口　茂
手塚　正男　日高　弘司　岡崎　正
松本　政夫　森　新彌　高野　裕司
山口　輝男　山崎　剛　知名　道博
従六位に叙する（各通）　時本　榮二
伊奈　晃　北爪　紀江　福島　達郎
正七位に叙する（各通）　安田　忠昭　宮本　経祥　渡辺　恒
岡田　博　佐藤　正記　那良　満登
従七位に叙する（各通）（以上九月二十七日）　狩野　安
正四位に叙する　阿久津孝治
正五位に叙する　足立　綱夫
大城　藤六　瓜坂　正之
従五位に叙する（各通）　徳永　善久
小林　秀雄　中原　一博
宮本　経祥　渡辺　恒
正六位に叙する（各通）　岡崎　正
（埼玉県警視）　高野　裕司
多田　邦男　谷川　忠雄　知名　道博
千葉　勘吉　手嶋　綾子　時本　榮二
藤井　成美　渡邉　一昭
従六位に叙する（各通）　葛西　繁敏
伊藤　秋藏　芳賀　隆一
島村　猛　本多留美子
（北海道警部補）
正七位に叙する（各通）（以上九月二十八日）　岩渕　道生
正五位に叙する（九月二十九日）　畑野　浩巳
従五位に叙する　金子　亘
従六位に叙する（以上九月三十日）　渡部　朋広
従五位に叙する　廣政　康洋
正七位に叙する（以上十月一日）　樋上　貴亮
（川崎市消防司令）
正七位に叙する（十月二日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（九月二十五日）　田中　正哉
旭日単光章を授ける（以上九月二十六日）　野間　護
旭日双光章を授ける　坂田　茂
旭日単光章を授ける（以上九月二十六日）　田邉　氾通　山口　友治
旭日単光章を授ける（各通）（九月二十八日）　渡部　朋広
旭日小綬章を授ける（十月一日）　井口　基
瑞宝双光章を授ける　荒木　義高　伊藤　泰一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十五日）

瑞宝単光章を授けるる（十月一日）　大野　高資
瑞宝双光章を授けるる（各通）　林　富男　樋口　嘉和　岡島　美智子
瑞宝単光章を授けるる（十月二日）　村上　孝治　峯神　将藏
瑞宝双光章を授けるる（各通）　森々木　佐　雅博　新垣　悦雄　山口　輝男　相馬　政弘　遠藤　作衛　日高　弘司　北爪　紀江　生駒
瑞宝単光章を授けるる（十月三日）　（川崎市消防司令）　樋上　貴亮
瑞宝双光章を授けるる（九月三十日）　村山　一美　金子　亘
瑞宝双光章を授けるる（各通）　（埼玉県警視）　葛西　繁徹　阿久津　孝治　小遠藤　林　秀雄　高野　裕司　安田　忠昭　前田　利男　良那　満登　町村　時男　徳永　善久　名道　博　手嶋　井　成綾　美子
瑞宝単光章を授けるる（十月七日）　（以上九月二十八日）　（各通）　中山　紘一　水村　幸正　山崎　哲也　田中　一正　山田　敏章
瑞宝中綬章を授けるる　（信州大学医学部）　（医療技術短期大学）　名誉教授）　山田　喜紹
瑞宝小綬章を授けるる　北爪　紀江　遠藤　作衛　前田　利男　良那　満登　町村　時男　徳永　善久　名道　博　手嶋　井　成綾　美子　高野　裕司　林　秀雄　小遠藤　孝治　阿久津　繁徹　葛西　（埼玉県警視）　安田　忠昭　高野　裕司　林　秀雄　小遠藤　孝治　阿久津　繁徹　葛西　（埼玉県警視）　前田　利男　良那　満登　町村　時男　徳永　善久　名道　博　手嶋　井　成綾　美子　山田　喜紹　（信州大学医学部）　名誉教授）　山田　敏章　中山　紘一　水村　幸正　山崎　哲也　田中　一正　山田　弘司　日高　政弘　相馬　輝男　山口　雄　悦　生駒

国　家　試　験

令和８年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行について

令和８年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行に関し必要な事項を決定したので、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第９号）第３条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月５日　　国土交通省土地鑑定委員会委員長　横山　美夏

	短　答　式　試　験	論　文　式　試　験
期日	令和８年５月17日（日）	令和８年８月１日（土）から８月３日(月)まで
場所	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県	東京都、大阪府及び福岡県
受験書の受付期間	令和８年２月５日（木）から令和８年３月６日（金）まで	
合格発表	令和８年６月24日（水)(予定)	令和８年10月16日（金)(予定)

公　告

諸　事　項

工場財団

岡山市中区藤原50番地の１**株式会社西日本アチューマットクリーン**の工場財団に岡山市北区御津虎倉1886番地Ｅ・フォレスト岡山工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年11月５日　　岡山地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

準禁治産宣告取消

公示催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第５０１号

福島市荒町２番12号
清算株式会社　昭和ビル株式会社
代表清算人　吉田　裕子
１　決定年月日　令和７年10月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福島地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０７４号

東京都葛飾区東金町３丁目４番６号
清算株式会社　株式会社ＴＴＳ
代表清算人　飯野　龍介
１　決定年月日　令和７年10月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０１号

北海道登別市常盤町３丁目１番地９
清算株式会社　株式会社三樹
代表清算人　築田　浩一
１　決定年月日　令和７年10月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

札幌地方裁判所室蘭支部

令和７年（ヒ）第２０３６号

東京都文京区本駒込４丁目40番６号
清算株式会社　株式会社ジュネーブ
１　決定年月日　令和７年10月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００８号

名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社リレイション
代表清算人　武内　成泰

1　決定年月日　令和７年10月20日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日（以下「本確定日」という。）において清算株式会社の全ての財産を換価回収した金銭から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残額（以下、「弁済原資」という。）がある場合には、協定債権者らに対し、本確定日から２か月以内に当該弁済原資をその債権額に応じて按分して支払い、残債務の免除を受ける。なお、本確定日において弁済原資がない場合、清算株式会社は、協定債権者らに対し、本確定日から１か月以内に弁済原資がない旨を通知するものとし、当該通知が協定債権者らに到達した時点で残債務の免除を受ける。

2　清算株式会社の清算結了間までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権については、随時に弁済する。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３０２７号

大阪市淀川区新高１丁目７番29号
清算株式会社　株式会社ナイス
代表清算人　栗本　友敦

1　決定年月日　令和７年10月21日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　本協定における協定債権者は、表１【債権者名】記載の13名である。

2　清算株式会社は、各協定債権者に対して、表１の債権額欄記載のとおりの支払義務があることを確認する。

3　各協定債権者は、清算株式会社と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した事業再生計画（甲９。以下「再生計画」という。）に基づき、表１【債権額】総額（元本及び利息・遅延損害金等その名目を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。

4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における弁済対象債権額の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が第３項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（表１省略）

以上

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　五頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー一四階

（甲）Sora・Investment株式会社
代表取締役　宮戸　識

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー一四階

（乙）有限会社誠真
取締役　宮戸　識

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目二〇番一

（甲）合同会社ＮＥＸＴ
代表社員　麻生　多恵

東京都渋谷区恵比寿西二丁目二〇番一

（乙）合同会社ＰＬＵＳ
代表社員　麻生　多恵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　六十七頁（号外第六十九号）

令和七年十一月五日

長野市篠ノ井御幣川八七七番地一

（甲）株式会社土木管理総合試験所
代表取締役　下平　雄二

札幌市中央区北四条西二十丁目二番地六

（乙）株式会社アイ・エス・ピー
代表取締役　波場　貴士

合併公告

令和七年十月二十五日開催の甲の臨時総代会及び同日開催の乙丙の臨時総代会において、令和八年四月一日をもって左記農業協同組合は合併し、甲がその権利義務一切を承継して福岡久留米農業協同組合として存続し、乙丙は解散することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当該組合にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は、それぞれの主たる事務所に備え置いております。

以上、農業協同組合法第六十五条第四項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公告いたします。

令和七年十一月五日

福岡県久留米市篠原町四番地の七

（甲）久留米市農業協同組合
代表理事組合長　八尋　義文

福岡県うきは市吉井町三五六番地の一

（乙）にじ農業協同組合
代表理事組合長　右田　英訓

福岡県小郡市大板井二六七番地の一

（丙）みい農業協同組合
代表理事組合長　平田　浩則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する百十件の太陽光発電所における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルースカイブリッジファンドＮ１合同会社
代表社員　ブルースカイブリッジファンドＮ１一般社団法人
職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ブルースカイパワーグリット合同会社
代表社員　ブルースカイパワーグリットホールディングス一般社団法人
職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する二十八件の太陽光発電所における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルースカイブリッジファンドＮ１合同会社
代表社員　ブルースカイブリッジファンドＮ１一般社団法人
職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ブルースカイパワーグリット合同会社
代表社員　ブルースカイパワーグリットホールディングス一般社団法人
職務執行者　出澤　貴人

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＬＩＮＫ（住所沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇四三七番地一六）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月五日

沖縄県糸満市字北波平三八四番地の一

有限会社ＡＰセンター
代表取締役　比嘉　正利

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

千葉県市川市欠真間一丁目一一番八号

合名会社竹澤専助商店
代表社員　竹澤　慎治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都目黒区自由が丘三丁目四番四号ヒルズ自由が丘二Ｂ　葛飾リアルティ合同会社
代表社員　金子太妥志

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更する事に致しました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番一〇号

合資会社福田モーター商會
代表社員　福田　晴次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

浜松市浜名区西中瀬一丁目七番三号

合同会社ＤＡＩＫＩ
代表社員　尾畑　翔暉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、組織変更後の商号はカラー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

名古屋市中区大須三丁目四〇番一七号

合資会社丸キ鬼頭家具

代表社員　鬼頭　克典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

愛知県一宮市木曽川町黒田五ノ通り二八番地

合同会社Ｏｒａｎｇｅ－ＫＡＯ

代表社員　横田　香里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

三重県津市森町一九四五番地一一

コスモカンパニー合同会社

代表社員　松田　好旦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり組織変更後の商号はジェイナビゲーター株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町三三一番地

ジェイナビゲーター合同会社

代表社員　ジェイナビゲーター・ゲーエムベーハー

職務執行者　松浦　諭実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

佐賀県唐津市坊主町五二〇番地一二

合同会社ライデンキャピタル

代表社員　成富　康裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

熊本市東区戸島七丁目一七番二一－一〇一号

合同会社ＴＯＭＩ－ＳＹＯＵ

代表社員　富﨑　和穂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千七十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月九日であり、株主総会の決議は、令和七年十月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二一二頁（号外第八十一号）

令和七年十一月五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号

ＧＭＯオフィスサポート株式会社

代表取締役　松永　知也

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月九日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月九日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月五日に成立しました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://adam.jp/

令和七年十一月五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号

ＧＭＯアダム株式会社

代表取締役　服部　遥

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億九千万円、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　五十三頁（号外第一六三号）

令和七年十一月五日

東京都港区西新橋二丁目七番四号

ＣＪ　Ｏｌｉｖｅ　Ｙｏｕｎｇ　Ｊａｐａｎ株式会社　代表取締役　パクジンス

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百三十七万千七百五十円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://onesheen.jp/kanpou

令和七年十一月五日

東京都台東区浅草橋五丁目二七番一一－二〇一号

株式会社ＯＮＥ　ＳＨＥＥＮ

代表取締役　高山　尚峰

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十六億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　一〇八頁（号外第一六二号）

令和七年十一月五日

東京都中央区京橋二丁目一四番一号

リンクステック株式会社

代表取締役　ヤン・チーユン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百四十四万七百五十円、資本準備金の額を九百四十四万七百五十円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月五日

掲載頁　二頁

令和七年十一月五日

東京都豊島区東池袋四丁目六番一〇号四Ｆ

恵安株式会社

代表取締役　彭　泰錦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億六千三百九十七万五千円、資本準備金の額を六億六千三百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.reqmed.co.jp/

令和七年十一月五日

東京都町田市森野一丁目七番二三号

株式会社レクメド

代表取締役　松本　正

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千七百万円、資本準備金の額を八千三百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　一一七頁（号外第一五五号）

令和七年十一月五日

沖縄県那覇市久茂地一丁目七番一号琉球リース総合ビル九階

株式会社琉球キャピタル

代表取締役　松原　知之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十二月を目途として開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月五日

大阪市北区豊崎三丁目九番七号
ハクスイテック株式会社
代表取締役　泉　豊禄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月五日

東京都足立区鹿浜六丁目二二番九号
飯野運輸株式会社
代表取締役　飯野　建栄

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月八日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月五日

東京都北区滝野川七丁目一一番八号
高波商事株式会社
代表取締役　高波　雪子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二十三億円減少することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月八日までに当社にご提出ください。

令和七年十一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
ハーモニー特定目的会社
取締役　チョン・チュン・カウ

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を二十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月七日

掲載頁　五十三頁（号外第一〇一号）

右決算公告に係る訂正公告を令和七年六月十九日付官報三十二頁（第一四八九号）に掲載しております。

令和七年十一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
ハーモニー特定目的会社
取締役　チョン・チュン・カウ

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億五千四百六十万三千四百七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0061/index.html

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭメンサ特定目的会社
取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を二十億七千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十四日

掲載頁　一〇九頁（号外第一〇六号）

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭドラコ特定目的会社
取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億七千百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0074/index.html

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭフェニックス特定目的会社
取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十八頁（号外第一〇三号）

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭアリエス特定目的会社
取締役　長尾　誠

訂正公告

令和七年十月三十日（号外第二四一号）掲載の株式会社ウェーブ社に係る資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の減少額「一千八百円」とあるは「一千八百万円」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月五日

扱　店

取消公告

令和七年八月二十六日（本紙第一五三五号）掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー一四階
（甲）Sora・Investment株式会社
代表取締役　宮戸　識
東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー一四階
（乙）有限会社誠真
取締役　宮戸　識

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九	二	終りから一二～一一	東京都板橋区小茂根3丁目14番12号	東京都板橋区成増2丁目5番13―207号

令和六年十一月五日掲載の名古屋家庭裁判所に係る令和六年（家）第七四〇〇号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）